

労災保険の業種区分に係る検討会 開催要綱

1. 検討会の趣旨・目的

労災保険制度の適用事業場数は 279 万事業場、適用労働者数は 5,748 万人となっている。保険料率たる労災保険率は、適用事業場を 54 に区分した事業の種類（以下「業種」という。）ごとに、それぞれ災害率等に応じて設定し、3 年毎に改定している。

業種区分は、産業構造や労働災害発生状況等の変化を勘案して随時見直しており、最近では平成 18 年度労災保険率改定において「その他の各種事業」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分割し、平成 27 年度労災保険率改定においては「たばこ等製造業」を「食料品製造業」に統合している。

労災保険制度には、事業主の保険料負担の公平性を確保するとともに、労働災害防止インセンティブを有効に機能させる仕組みとして、財政方式やメリット制が設けられているが、業種別労災保険率設定も同様の機能を果たすものである。現在の業種区分の中には「その他の各種事業」のように、事業場数が 92 万事業場、労働者数が 2,100 万人と、全体の 3 割以上を占める大きな保険集団も存在しており、その観点から、業種区分の検討が必要と考えられる。

そこで平成 33 年度の労災保険率改定に向けて、業種区分の見直し案を作成することを目的として、社会保障、保険数理等の外部有識者による検討会を開催する。

2. 検討会の検討課題

- (1) 「その他の各種事業」における業種の区分について
- (2) その他

3. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が別紙の学識経験者及び実務経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、参集者の互選により選出する。
- (3) 本検討会においては、必要に応じ、別紙の参集者以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。
- (6) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において行う。

労災保険の業種区分に係る検討会 参集者

おかむら 岡村	くにかず 国和	獨協大学経済学部教授
かたよせ 片寄	いくお 郁夫	株式会社りそな銀行年金業務部 主席数理役（アクチュアリー）
こにし 小西	やすゆき 康之	明治大学法学部教授
さかい 酒井	ただし 正	法政大学経済学部教授
なかます 中益	ようこ 陽子	亜細亜大学法学部准教授
はなおか 花岡	ちえ 智恵	東洋大学経済学部准教授
みながわ 皆川	あつや 農弥	東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部 保有企画グループ担当課長（アクチュアリー）
もりと 森戸	ひでゆき 英幸	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（五十音順）

労災保険の業種について

事業の種類
(徴収法施行規則第16条
及び別表第1)

事業の種類（54種類）。料率区分。
2桁の番号で定義されている。

労災保険率適用事業細目
(昭和47年労働省告示第16号)

事業の種類を細分化したものの（161種類）。
保険関係成立時に個々の事業に適用される。
4桁の番号で定義されている。

告示に規定している細目は、名称及び備考で構成
されており、細目のより詳細な内容は、労災保険
率適用基準（労働基準局長通達）に記載。

労災保険率表

(単位：1/1,000)

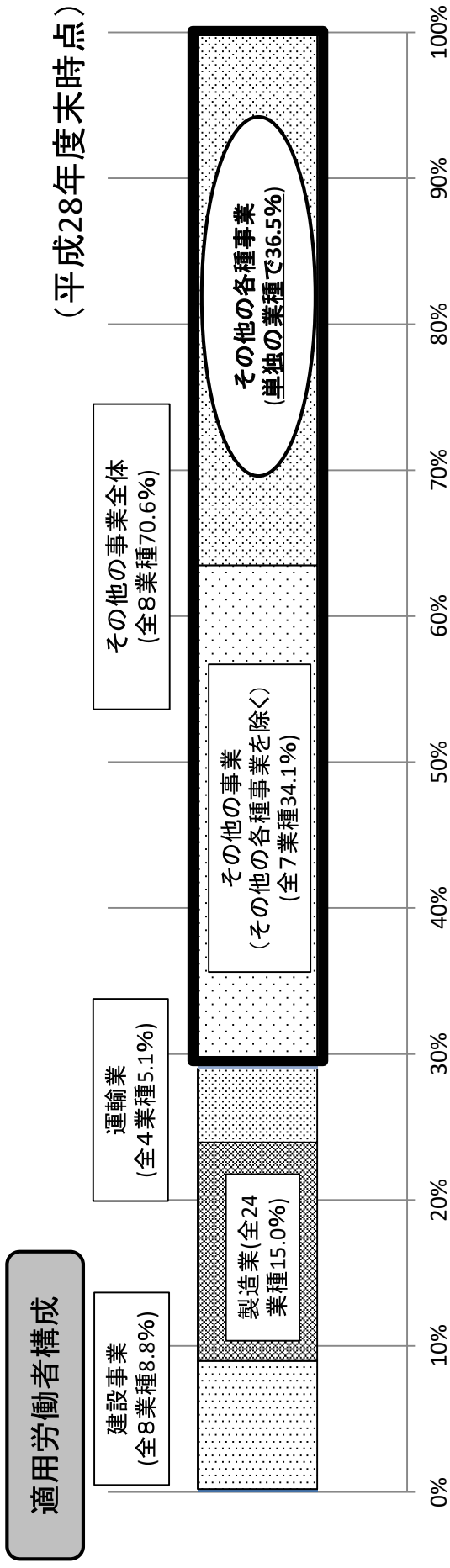
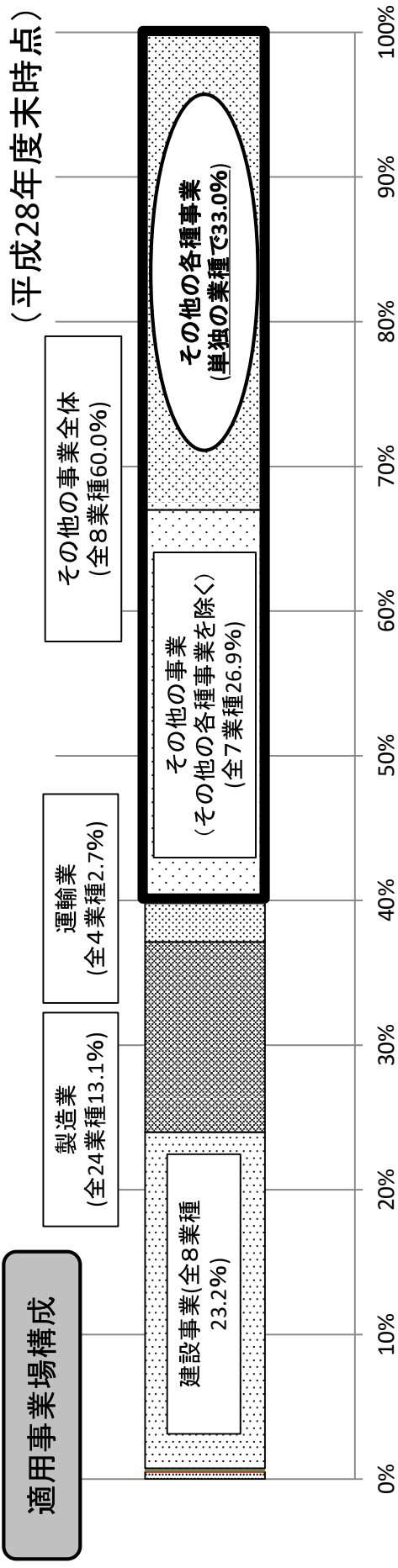
(平成30年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	60
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	49
	26	その他の鉱業	26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62
建設事業	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	47

労災保険率適用事業細目（94 その他の各種事業）

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
その他の 事業	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業 9416 前各項に該当しない事業

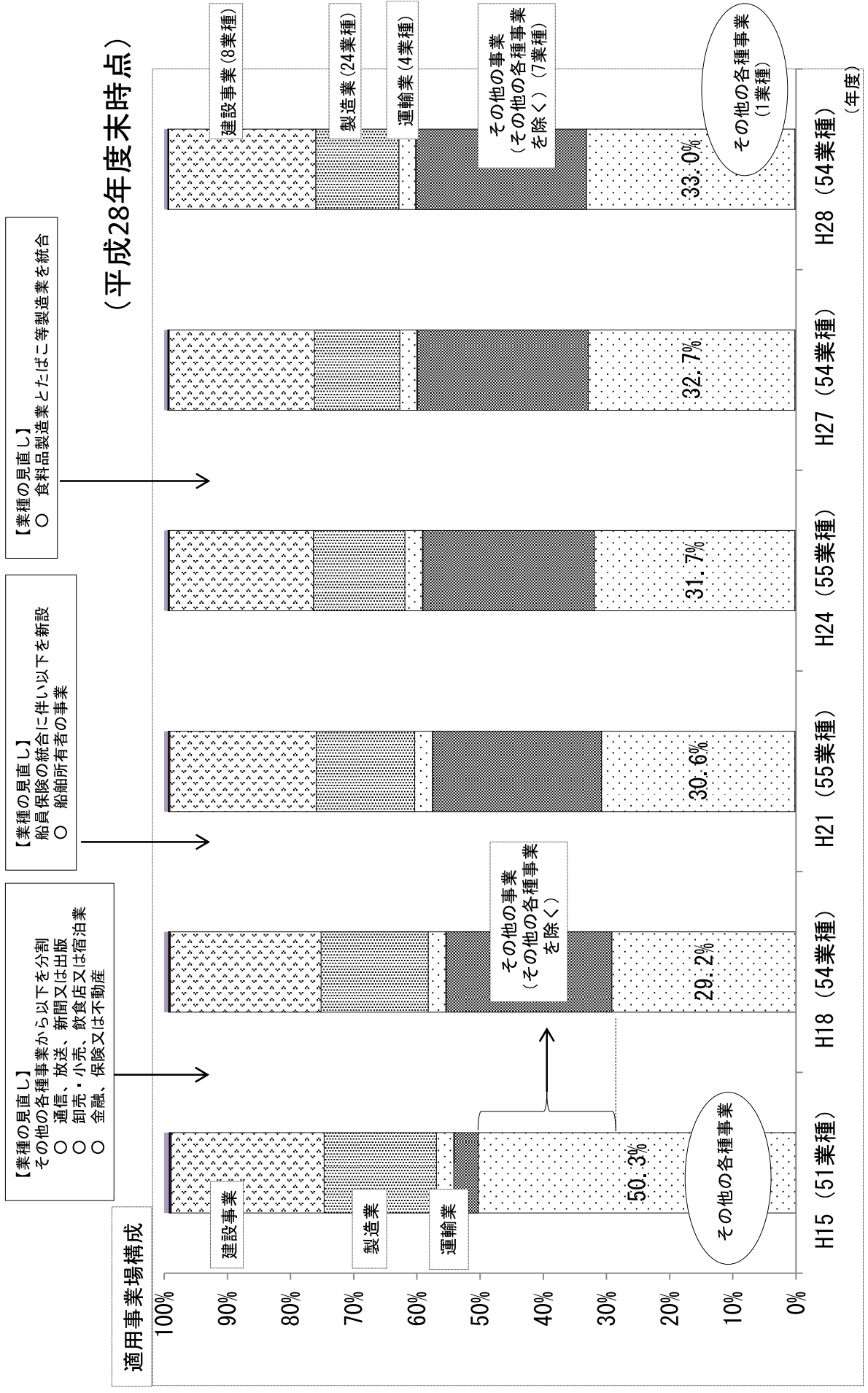
労災保険率の業種別適用事業場数及び適用労働者数からみた課題



【課題】業種単独で全体の3割を占める「その他の各種事業」の在り方(一部事業を業種として分割するなど)を検討する必要がある。

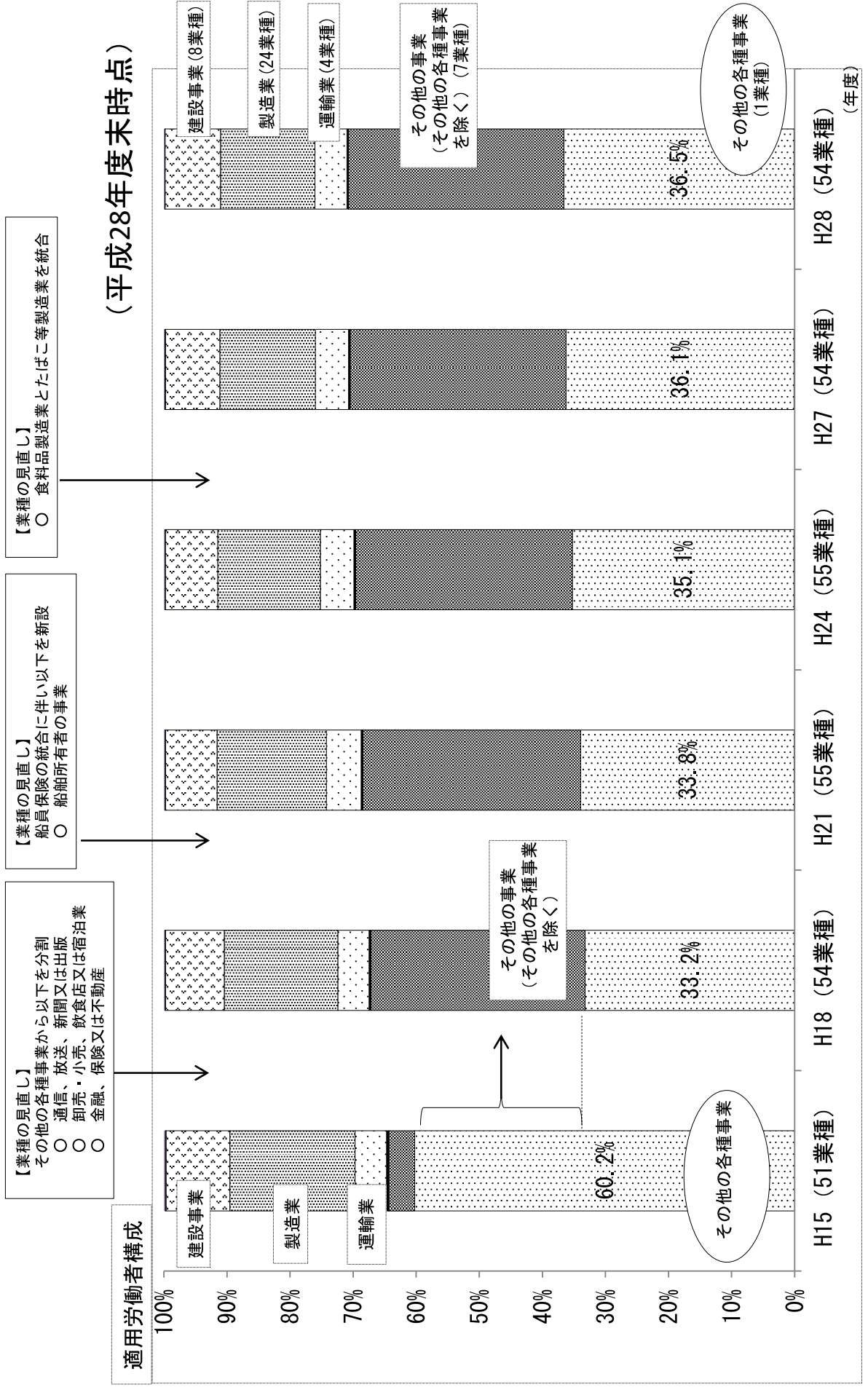
労災保険率に係る業種区分の見直し経緯

- 業種区分及び適用事業細目の見直しの検討は「その他の各種事業」を中心に行っている。
- いわゆるサービス経済化の進展に伴って「その他の各種事業」の構成割合は拡大傾向。



(注) 直近の平成28年度以外は、労災保険率改定時の構成比を表章している。

(平成28年度末時点)



(注) 直近の平成28年度以外は、労災保険率改定時の構成比を表章している。

労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数

(平成28年度末時点)

業種	現行料率	事業場数	構成比	労働者数	構成比
全業種		2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%
林業		14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業		3,776	0.1%	28,648	0.0%
鉱業		3,008	0.1%	22,242	0.0%
建設事業		647,785	23.2%	5,046,790	8.8%
製造業		366,471	13.1%	8,601,095	15.0%
運輸業		74,142	2.7%	2,903,115	5.1%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業		4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業		1,671,485	60.0%	40,609,243	70.6%

業種	02又は03	事業場数	構成比	労働者数	構成比
林業		60	0.5%	64,596	0.1%
漁業	11 海面漁業	18	0.1%	19,396	0.0%
	12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	0.1%	9,252	0.0%
鉱業	21 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	0.0%	1,142	0.0%
	23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	0.0%	2,787	0.0%
	24 原油又は天然ガス鉱業	2.5	0.0%	1,148	0.0%
	25 採石業	49	0.0%	9,234	0.0%
	26 その他の鉱業	26	0.1%	7,931	0.0%
建設事業	31 水力発電、ずい道等新設事業	62	0.0%	20,873	0.0%
	32 道路新設事業	11	0.1%	32,441	0.1%
	33 舗装工事業	9	0.2%	52,699	0.1%
	34 鉄道又は軌道新設事業	9	0.0%	4,071	0.0%
	35 建築事業	9.5	14.5%	3,435,232	6.0%
	38 既設建築物設備工事業	12	4.0%	482,123	0.8%
	36 機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	0.6%	257,746	0.4%
37 その他の建設事業	15	3.7%	761,605	1.3%	
製造業	41 食料品製造業	6	1.6%	1,363,560	2.4%
	42 繊維工業又は繊維製品製造業	4	0.7%	366,195	0.6%
	44 木材又は木製品製造業	14	0.7%	199,175	0.3%
	45 パルプ又は紙製造業	6.5	0.0%	48,466	0.1%
	46 印刷又は製本業	3.5	0.6%	275,579	0.5%
	47 化学工業	4.5	0.5%	579,358	1.0%
	48 ガラス又はセメント製造業	6	0.1%	55,127	0.1%
	66 コンクリート製造業	13	0.2%	72,691	0.1%
	62 陶磁器製品製造業	18	0.0%	23,074	0.0%
	49 その他の窯業又は土石製品製造業	26	0.2%	58,043	0.1%
	50 金属精錬業	6.5	0.1%	177,911	0.3%
	51 非鉄金属精錬業	7	0.0%	39,339	0.1%
	52 金属材料品製造業	5.5	0.1%	67,401	0.1%
	53 鋳物業	16	0.1%	46,688	0.1%
	54 金属製品製造業又は金属加工業	10	1.9%	691,343	1.2%
	63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	0.0%	20,856	0.0%
	55 めつき業	7	0.1%	38,139	0.1%
	56 機械器具製造業	5	1.5%	828,917	1.4%
	57 電気機械器具製造業	2.5	1.0%	1,401,919	2.4%
58 輸送用機械器具製造業	4	2.0%	1,237,063	2.2%	
59 船舶製造又は修理業	23	0.3%	75,748	0.1%	
60 計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	0.2%	243,982	0.4%	
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	0.1%	35,180	0.1%	
61 その他の製造業	6.5	1.3%	655,341	1.1%	
運輸業	71 交通運輸事業	4	0.5%	784,632	1.4%
	72 貨物取扱事業	9	2.1%	2,072,795	3.6%
	73 港湾貨物取扱事業	9	0.0%	19,477	0.0%
	74 港湾荷役業	13	0.0%	26,211	0.0%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	3	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業	90	47	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業	95 農業又は海面漁業以外の漁業	13	2.3%	370,531	0.6%
	91 清掃、火葬又はと畜の事業	13	0.8%	263,260	0.5%
	93 ビルメンテナンス業	5.5	0.8%	1,118,929	1.9%
	96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	0.5%	754,591	1.3%
	97 通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	0.2%	419,240	0.7%
	98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	19.9%	14,782,168	25.7%
	99 金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.4%	1,914,775	3.3%
94 その他の各種事業	3	33.0%	20,985,749	36.5%	